

## 入札説明書

令和 6 年札幌市告示第 2960 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

**1 告示日** 令和 6 年 7 月 12 日

### 2 契約担当部局

〒062-8612 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目

札幌市豊平区市民部総務企画課地域安全担当係

電話 011-822-2405

メールアドレス toyohira.chiikianzen@city.sapporo.jp

### 3 入札に付する事項

(1) 役務の件名

令和 6 年度 札幌市総合防災訓練に係る設営・運営等業務

(2) 調達件名の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約の日から令和 6 年 11 月 29 日(金)まで

(4) 履行場所

札幌市内（仕様書による。）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書（別紙 1：共通-第 7 号様式）に記載すること。

#### 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 入札時点で、札幌市競争入札参加資格者名簿において、大分類が「役務(一般サービス業)」、中分類が「広告業」で登録されている者であること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 本告示に示した役務の提供が指定の期限までに十分に可能な者であること。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

##### ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)  
と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係  
にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員  
である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (8) 札幌市内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を有していること。
- (9) この入札の告示日を起点とした過去 10 年以内において、本市を含む政令指定都市、都道府県又は国が実施する防災訓練の会場設営及び運営等の業務について、履行実績を有するものであること。
- (10) 本市が定める管理基準（別記 2「個人情報取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限  
令和 6 年 7 月 29 日(月)12 時 15 分まで（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 開札の日時及び場所  
令和 6 年 7 月 29 日(月)13 時 15 分  
札幌市豊平区役所 1 階会議室 G（札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目）
- (4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び「令和 6 年 7 月 29 日(月)13 時 15 分開札〔令和 6 年度 札幌市総合防災訓練に係る設営・運営等業務〕入札書在中」の旨を記載して、上記 2 あてに上記 5 (2)に示す入札書の受領期限までに提出すること。

イ 入札書を送付する場合は二重封筒とし、外封に「令和 6 年 7 月 29 日(月)13 時 15 分開札〔令和 6 年度 札幌市総合防災訓練に係る設営・運営等業務〕入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (2)に示す入札書の受領期限（必着）までに送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### (5) 本件の仕様等に対する質問

令和 6 年 7 月 22 日(月)12 時 15 分までに、書面（別紙 2）による持参、送付又は電子メールにより提出すること。回答については、原則として令和 6 年 7 月 24 日（水）以降、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、豊平区ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

#### (6) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

#### (7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書の提出時まで委任状（別紙3：共通-第8号様式）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、上記5(3)の場所において行う。入札者又はその代理人で希望するものは、開札に立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する本市所定の委任状（別紙3：共通-第8号様式）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

### (3) 落札者の決定方法

#### ア 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有するものと確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

#### イ 同価の入札

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが、2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札参加資格を有することを証する書類（別記 3「入札参加資格提出書類について」参照）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

#### 【提出場所】

上記 2 に同じ

#### エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

### (4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職

員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のあるものが、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙 4：共通-第 14 号様式）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙 5「契約書(案)」のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかったものに対する理由の説明

入札参加資格が認められなかったものは、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日 を定めている条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を

求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。